

住宅・土地統計調査 匿名データの作成の概要

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用し、住宅を等確率で約10%抽出して作成しています。

なお、集計用乗率を利用する際には、10倍する必要があります。（匿名化処理の対象となっているものを削除しているため、公表結果と一致しません。）